

日高川町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務及び地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改定支援業務公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

- （1）業務名：日高川町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務及び地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改定支援業務
- （2）契約期間：契約締結日から令和6年1月15日まで
- （3）契約限度額：12,321,100円（消費税額及び地方消費税額含む）

第2 業務内容

本業務は、本町域の温室効果ガス排出量の現状を把握するとともに、再生可能エネルギー設備の導入可能性並びに再生可能エネルギー設備導入による温室効果ガス排出量の削減効果に関する調査を実施し、再生可能エネルギー導入目標を策定するものである。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を改定するものである。（詳細は別紙「日高川町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務及び地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改定支援業務仕様書」のとおり）

第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- （1）日高川町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。
- （4）公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、日高川町又は和歌山県から指名停止措置を受けていない者であること。
- （5）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （6）日高川町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書（平成22年12月7日合意）に定める排除措置の対象となる法人等、又は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （7）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （8）仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で当該プロポーザルに参加すること。

- (9) 過去3年以内に、地方公共団体の再生可能エネルギー導入目標策定業務又は、地方公共団体実行計画の策定若しくは改定業務を直接受託した実績を有していること。
- (10) 主任技術者は、過去3年以内に、地方公共団体の再生可能エネルギー導入目標策定業務又は、地方公共団体実行計画の策定若しくは改定業務を直接受託した実績を有していること。

第4 スケジュール

項 目	期日等
① 公告（公募開始）	令和5年5月22日（月）
② 質問受付締切	令和5年5月26日（金）
③ 質問回答	令和5年5月30日（火）
④ 参加表明書等の受付締切	令和5年6月1日（木）
⑤ 参加資格審査結果通知及び提案書提出要請書の送付	令和5年6月6日（火）
⑥ 提案書の受付締切	令和5年6月14日（水）
⑦ プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年6月19日（月）
⑧ 結果通知	令和5年6月下旬
⑨ 契約締結（補助金交付決定後）	令和5年6月下旬

第5 担当部署

日高川町 企画政策課

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町土生 160 番地

電 話：0738-23-9511

F A X：0738-22-1767

E-mail：kikaku@town.hidakagawa.lg.jp

第6 参加表明書等の提出

(1) 提出期間

令和5年6月1日（木）17時まで

(2) 提出方法

担当部署へ持参又は郵送とする。

(3) 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）

③業務実績調書（様式第3号）

④主任技術者経歴書（様式第3号の1）

（4）参加表明後、辞退するときは、速やかに辞退届（様式第4号）を提出すること。

第7 質問の受付及び回答

（1）受付期間

令和5年5月26日（金）17時まで

（2）受付方法

質問書（様式第5号）に必要事項を記載のうえ、FAX又は電子メールにて提出。

（3）留意事項

審査方法及び審査基準に関する質問には回答しない。

（4）回答方法

令和5年5月30日（火）までに町ホームページにて回答を公開する。

第8 企画提案書の提出

（1）提出期間

令和5年6月14日（水）17時まで

（2）提出方法

担当部署へ持参又は郵送とする。

（3）提出部数

①企画提案書提出届（様式第6号） 正1部

②企画提案書 正1部 副6部

- ・実施方針、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。
- ・仕様書に示す業務内容の進め方、実施内容等について具体的に記載すること。
- ・様式は自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにすること。
- ・下段にページ番号を付すこと。
- ・提案事業者を特定することができる記述を避けること。

③見積書（様式第7号） 正1部

- ・「委託業務設計書」を参考に内訳書を作成すること。

（4）企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。

（5）郵送で提出する場合は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

第9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案内容等に関して、令和5年6月19日（月）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所は別途、通知する。

第10 審査選定等

(1) 審査方式

日高川町再生可能エネルギー導入目標等策定支援業務及び地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改定支援業務公募型プロポーザル審査委員会において審査を行い、提案事業者の実務経験、企画提案内容、見積額等を総合的に評価し、最も評価が高かった提案事業者を優先契約交渉権者とする。なお、優先契約交渉権者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

(2) 審査結果

審査結果は書面にて通知する。電話等による問合せには回答しない。

第11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 「第3 参加資格要件」に定める要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示した提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出された見積金額が契約限度額を超えている場合

第12 その他

- (1) 本業務は、令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の第1号事業の1を活用して実施するものであるため、当該補助事業の趣旨を理解したうえで業務を遂行することとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する経費、その他本業務の参加に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、選定に必要な範囲において、複製を作成できるものとする。
- (4) 提出書類等は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 選定結果に関する異議は、一切受け付けない。

以上